

労賃論の根本問題

— 価値法則論を中心として —

山本 二三丸

まえおき

- 一 「労働の価格」とは何か？
- 二 「労働の価格の法則」とは何か？
- 三 「同一労働同一賃銀の原則」について
- 四 社会主義社会における「労働賃銀」
- 五 簡単な要約

まえおき

最近、労賃論の『専門家』のあいだで「同一労働同一賃銀の原則」なるものをめぐってはなばなしい論争が展開されてきているようである。これらの諸『専門家』の論じ方には種々様々の色彩のものがあがるが、しかし、それらの議論に共通する特色ともいべきものは、それらがいずれも「同一労働同一賃銀の原則」を無条件に、かつ普遍的に、絶対に正しいものと信じこんでいること、この絶対的に正しい「同一労働同一賃銀の原則」をいかに理論的に根拠づける

か、つまり「合理化する」かということだけが問題であるとしておくことである。このような問題のとり上げ方そのものがすでに問題であるが、さらにそれらの議論の内容にすこしく立ちいってみるならば、そこにきわめて重大な理論上の問題が見出される。なによりもまず決定的なことは、科学的経済理論の最基底的、根本的理論たる価値理論についての正しい把握が充分になされていないことにあるようである。さらにまた、人間的労働力にたいする考え方、社会主義社会の経済法則についての理解の仕方などにおいても、きわめて注目すべき混乱と歪曲とがひそんでいるように見受けられる。これまで価値法則論を中心として議論をすすめてきたわれわれは、ここで、これらの諸『専門家』の労賃にかんする論争、とくに「同一労働同一賃銀の原則」にかんする諸々の主張について、それらの議論を貫ぬく諸特質を明確にすべく、以下若干の考察をこころみることにしたい。いわば、価値法則論の見地から労賃論に照明をあててみたというのが、この小論の内容なのである。ところで、われわれ自身の考察をこころみるまえに、あらかじめ、諸『専門家』の議論の性格について若干の予備概念を得ておく必要上、つぎに『専門家』の論説の一部をかかげておくことにする。とりわけ、つぎの一節は、わが国の『専門家』の理論にたいする考え方、理解の仕方、その適用の仕方、論争の仕方などにおけるきわめて注目すべき特色を浮彫的に示しているものとして、まことに興味深いものがあるのである。

「同一労働差別賃金という形であらわれる資本の賃金政策Ⅱ搾取強化の賃金政策にたいする労働者階級の賃金水準防衛政策の一環として、労働組合運動の実践のなかから生みだされた「同一労働同一賃金の原則」は、労働力の価値にかかわるものではなく、労働力の使用価値Ⅱ労働力の発現としての労働にかかわる原則であることは余りにも明瞭であり、経験的にも理論的にもこれを疑問視する余地がないにもかかわらず、わが国の多くの賃金理論家が、これを労働ではなく、労働力あるいは労働力の価値にかかわらしめて理解してきたということは、同一労働同一賃金といったごとき要求をもった本来の労働組合運動が、過去Ⅱ敗戦前のわが国にはかっ

て存在しなかったという事実、したがって、このことの意義を経験をととして理論化されることがなかったということ、賃金論におけるわが国に伝統的な理論的狭隘化―労働力の使用価値についての考察の重要性にたいする認識欠除とに由来しているといえよう。このような状態のなかで、舟橋尙道助教授が「労働の価格とその法則」を書いて、同一労働同一賃金の原則を、労働力の価値規定に直接結びつける見解を批判して、この原則を、労働にかかわる原則として次のようにのべたことはきわめて適切であったということができるのである。―

「資本家が労働力を買うのは、それが一定の労働時間の対象化であるからではなく、資本にたいして一定の使用価値をもっているからである。だから資本家は種々の労働力の再生産に必要な労働時間がどうあろうと（すなわち労働力の価値がどうあろうと）、同じ価値をうむ労働力を同じ価格で買う」。他の商品の場合には、使用価値はそれぞれ主観的に恣意的にしか評価されないから、そこにはなんらの通約性もない。しかし労働力の場合には、その使用価値は一樣の価値をうむのであり、したがって使用価値自体が価値を生む力能として評価可能のものになる。……かくして労賃は、労働力の価値ではなく、使用価値―価値を生む力能―に比例して決定されることになる。そしてこのような労働の価格を支配する法則は、同一労働同一賃金の原則がブルジョア的原則であることの根拠である」。

このきわめて当然な議論も、「労賃が労働力の価値ではなく、使用価値に比例して決定される」という表現が、賃金が労働力の価値によってではなく、使用価値によって規定されるとの誤解を生みだし、無用な批判をよびおこしたことはまことに遺憾であった。だがこれらの批判にたいし、舟橋君が「賃金の基礎理論についての覚書」を発表して反批判し、同一労働同一賃金の原則をさらに立ち上げて明らかにし、賃金理論の混乱を正し、わが国における低い賃金理論を一步前進させたことは高く評価してよからう」（岸本英太郎論文「賃金論考―同一労働同一賃金の原則」論争によせて、『経済評論』一九五八年十一月号、一三一―二二ページ、傍点―岸本氏）。

舟橋氏が賃銀理論を、いかなる意味において、どちらの方向に一步前進させたかは、行論のうちに明らかにされるであろうが、われわれは、まず、「労賃」いいかえれば「労働の価格」とは何か？ というもっとも基礎的な問題から考察をすすめてゆくことにしよう。

一 「労働の価格」とは何か？

わが国の諸々の『専門家』の賃銀論における根本的な問題点のひとつを成していると思われるのは、これらの『専門家』たちが終始「労賃」について論じ立てていながら、しかも、「労賃」の本質的特徴を明確にしていないう点にある。「労賃」とは何か、「労働の価格」とは何か？—このことを明確に把握するか否かが、賃銀理論を正しく理解し、賃銀問題を正しく解決するための根本的条件である。われわれは、マルクスがこれについて余蘊のない説明を与えている『資本論』第一巻第十七章「労働力の価値または価格の労賃への転形」について、この点を明確にすることをまずこころみねばならぬ。

1 「労働力の価値または価格」の現象形態

まず、第一に指摘されねばならぬことは、「労賃」または「労働の価格」と、「労働力の価値または価格」との間の、本質的差異点である。前者は、後者がブルジョア社会の表面で現象するさいの形態である。それは、「本質」である「労働力の価値または価格」が現象するさいに採る「現象形態」であるが、しかし、両者の関係は、たんなる「本質」と「現象形態」との間の関係にとどまらない。それは、「本質」とはまったくちがったもの、「本質」とは正反対のものあらわすという意味で、きわめて不合理な転化形態なのである。そして、この「本質」とは正反対のものを示すものという点にこそ、「労賃」または「労働の価格」という形態の特徴が存する。このような「本質」にたいする「転化形態」の意義を明らかにしないで、これを、たとえば「価格」の「価値」にたいするごとく、ひとつの合理的な、必然的な現象形態と考える—または、無意識の中に思いこんでいる—のは、きわめて危険な誤りを犯して

いることになる。つぎにまず、「労働の価格」⁽¹⁾という言葉について、それがいかに不合理な、馬鹿げたものであるかということをお簡単に説明しておく。

(1) われわれは、以下で、「労賃または労働の価格」と云わないで、「労働の価格」という言葉だけを用い、これをもって「労賃」という言葉をも代表させることとした。「労賃」は「賃銀」という言葉と紛らわしく、したがって、たんに労働者が資本家から一定の報酬として貰う貨幣額という一般の意味にとられる恐れもあり、かつ、ここでは、「労働の販売価格」ということの意味を明確にする必要があるからである。なお、ついでながら、わが国ではちかごろ、賃銀と書かずに賃金と書く向きが多いようであるが、これは、「貨幣は金であつて銀ではないから、労働者の受取る貨幣は、すなわち賃金でなければならぬ」という、駄洒落にも劣る知ったかぶりの屁理窟をこねて漢字制限運動の波に乗った手合の考出したもので、理論的にみても誤り(フランスの *Argent* を想起せよ)であるのみならず、賃金をチンキンと無理やり発音させるといふ意味で国語的にみて許されぬ濫用といわざるをえない。社会を支える勤労者が、その肉體労働力を時間ぎめ(日ぎめ、月ぎめ、年ぎめ)で売らなければ生存しえないという意味での、広義の賃銀奴隷は、近代社会の確立、したがってまた金本位制成立のはるか昔から実存しており、このような歴史的意義をもあわせ示すためには、むしろ、旧来からの賃銀の方がはるかに適切かつ正当である。当世流行の賃金^{キネ}という素人だましの言葉を無批判にとりいれるのは、「労働の価格」という企業家的観念をそのままとりいれるのと正に相對應するものといふことができる。

2 もっとも馬鹿々々しい、不合理きわまる轉化形態

(a) まず、「労働の価格」という言葉、そのものが、「労働」および「価格」という二つの概念の内容に照らしてみても、まったく成り立ちえない、馬鹿げた、不合理きわまるものであることを明確にとらえねばならぬ。右のことは、つぎの二点において、あきらかである。

(i) 「価格」とは、商品の価値を貨幣によって表現したものであり、それは、社会的平均的労働の一定量をあらわす。「労働」とは、一定量の労働支出、したがって、一定量の社会的平均的労働を指す。それゆえ、「労働の価格」

という言葉は、そのまま、「一定量の社会的平均的労働の有する一定量の社会的平均的労働」ということになるのであって、これは、文字どおり馬鹿々々しいトットロジーでしかない。「労働の価格」という言葉、そのものが理論的、論理的にみて、すでにまったく成り立ちえない、不合理なものなのである。それゆえ、「労働の価格」という言葉をそのまま通常の「価格」と同じものとのみこみ、これを根拠ある「価格」、合理的な「価格」として、論ずることが、そもそも馬鹿げたことなのである。

(ii) 「価格」は、社会的平均的労働の対象化したもの——価値——の表現にすぎず、およそ「価格」を有するものは、ある特定の使用価値に価値の対象化しているところの商品でなければならぬ。「労働」をば、「価格」をもつものとして、自由に処分されるものとして、市場で販売しうるためには、「労働」はそのようなものとして、一個の「自立の実存」を与えられていなければならぬ。つまり、「労働の価格」という言葉、そのものが成り立つためには、「労働」は、市場で自由に処分されるものとして自立の実存形態を、つまり、「商品」の形態をもたねばならぬ。とすれば、労働者が売るのは、一個の「商品」であって、「労働」ではない、ということになる。すなわち、「価格」をもつものとして市場で売られるためには、「労働」は、「商品」として自立の実存形態を有するものでなければならず、それが自立の「商品」として売られるならば、それは「労働」が売られるのではなくして、りっぱに一個の「商品」が売られることになる。それゆえ、「労働の価格」という言葉、そのものが、「商品」および「価格」という概念の内容に照らしてまったく成り立ちえない、純然たる形容矛盾にすぎないのである。

(b) ところが、「労働の価格」という言葉は、たんに形式的にみてその言葉そのものが全く成り立ちえない馬鹿げたものであるというだけではない。これを、内容的にみるならば、その馬鹿々々しさ、不合理性はさらにいっそう甚

だしいものがあるのである。

(i) 労働者が「労働の価格」を受取るということは、その「労働」にたいして一定額の貨幣、すなわち一定価値量の支払を受けるということ、つまり、「労働」と「一定量の価値」とを直接に交換すること、これら両者を直接に「等置」すること、である。労働者の提供する「労働」は「生きた労働」であり、彼が受取る貨幣は「対象化された労働」である。それゆえ、「労働の価格」を受取るということは、その理論的内容についてみれば、「 $労働 = 貨幣$ 」＝「 $貨幣の価値$ 」、または、「 $貨幣 = 労働$ 」＝「 $労働された労働$ 」ということである。このように等置された二種の「労働」については、両者の量的関係は、両者の「労働」量が相等しいか、もしくは、不等であるか、そのいづれか以外にはありえない。すなわち、「生きた労働」量を八労働時間とすれば、「対象化された労働」量は八労働時間であるか、もしくは等しからざる大いさ、たとえば、五労働時間であるか、しかない。

もし、両者とも等しく八時間とすれば、「 $貨幣 = 労働$ 」＝「 $対象化された労働$ 」は、「生きた労働」 $8時間 = 貨幣$ ＝「 $労働された労働$ 」 $8時間$ とということである、労働者の提供する「生きた労働」量は彼の受取る「対象化された労働」量とまったく同等となり、したがって、資本家は八労働時間を提供して八労働時間を受とるにすぎず、その間に剰余価値の生ずる余地はまったくなく、かくして、資本家は資本もろともそれ自身の存立を止揚せざるをえない破目におちいることとなる。⁽²⁾

またもし、両者不等の場合をとれば、「 $貨幣 = 労働$ 」 $8時間$ ＝「 $対象化された労働$ 」 $5時間$ となり、「生きた労働」の八時間は、「対象化された労働」の五時間の価値しか有しないこととなり、かくして、両者の価値の大いさは、それにふくまれてある労働量によって規定されえないものとなり、価値法則そのものはすっかり止揚されてし

まうことになる。

一方の場合には、資本および資本家の存在そのものが止揚され、他の場合には価値法則そのものが止揚される。そのいづれにせよ、「労働の価格」などという言葉は、その内容を少しく立ちいってみただけで、まったく馬鹿げた、不合理きわまるものであることがわかるのである。⁽³⁾

(2) これにたいして、「生きた労働」と「対象化された労働」とでは、たとえ労働時間は同じでも、同等の価値量として交換されえない、「対象化された労働」はより多くの「生きた労働」と交換されるのであって、しかるがゆえに、価値増殖したがって資本なるものがりっぱに成り立つのだ、という見えすいた弁護論にたいしては、マルクスが、あらかじめ、つぎのようにその迷妄を暴露している。

「一方は対象化された労働であり他方は生きた労働であるという形態的区別から多くの労働と僅かの労働との交換を誘導することは、なんの役にも立ない。一、商品の価値は、その商品のうちに現実に対象化されている労働の分量によってでなく、その商品の生産のために必要な生きた労働の分量によって規定されるのであるから、右の誘導はますます馬鹿げている。ある商品は六労働時間を表示するでしょう。その商品が三時間で生産されるような発明がなされるならば、すでに生産されている商品の価値も半減する。その商品はいまや、従来の六時間の代りに三時間の必要な社会的労働を表示する。つまり、商品の価値の、大いさを規定するものは、その商品の生産に必要な労働の分量であって、その対象的形態ではない」(『資本論』、インスティトゥート版、第一巻、五六一—二ページ、長谷部訳③—八四—ページ、傍点—マルクス)。

(3) ところで、「労働の価格の法則」なるものを理論的に根拠あるものとして、つまり、合理的な形態規定のものとして推奨して止まないわが舟橋氏は、「労働力」商品について、つぎのような主張をくりかえし述べたて、その俗流的「勞賃論」の支柱としている。

「：労働力の資本家にとっての使用価値は、価値を生産することであり、この点が他の商品とは異なる労働力の特殊性の一つだということである。労働力の使用価値のこのような特殊性(いかなる具体的・有目的労働といえども、抽象的・人間的労働という属性においては価値を形成するという特殊性)にもとづいて、労働力の使用価値は、他の商品とは異なって通約性をもつことになり、したがって労働力の使用価値自体が評価可能となる」(舟橋氏論文「労働の価格法則再論—黒川俊雄氏の反論

に答える。「『経済評論』一九五九年五月号、一一八ページ」。

みられるとおり、舟橋氏は「労働力」＝商品の「使用価値」は「価値を生産する」ことであり、この点に「労働力」＝商品の特殊性の一つがあると述べている。このような主張は、はたして正しいであろうか？ それは、まったく誤りであり、しかも二重、三重の意味において誤っている。第一に、「労働力」＝商品の使用価値は「労働」ということであり、それは、「具体的労働」と「抽象的労働」との二重性をもつ「労働」でなければならぬ。生産物＝商品の生産にあつては、「労働」はなによりもまず、一定の有形的形態のものでなければならず、この具体的・有形的労働こそ生産物＝商品の使用価値を形成するものである。「価値を生産する」ことのない場合にも、資本家は、特定の具体的・有形的労働を遂行させるために「労働力」＝商品を買入れざるをえない。マルクスは、つぎのように述べている、――「労働者が資本家に提供する『使用価値』は、実は労働者の労働力ではなく、労働力の機能たる一定の有形的労働、すなわち、裁縫労働・製靴労働・紡績労働などである」(前出、第一巻、五六六ページ、訳(3)―八四七ページ、傍点―マルクス、ゴシック体―山本)。このマルクスの明確な指摘を見落したこともさることながら、舟橋氏が商品に体现された労働の二重性を見落したことは、重大な誤りといわねばならぬ。第二に、「労働力」＝商品が他の商品と異なる特殊性の一つは、たんに「価値を生産する」ことにあるのではけつしてない。決定的に重要なことは、「労働力」＝商品が「それ自身のもっている価値よりも大きな価値をつくり出す」という特別の性質をもっていることである。このことは、マルクスが随処において指摘し、強調しているところであるにもかかわらず、舟橋氏は、「労働力」＝商品の「つくり出す価値」を「それ自身の価値」と対比してとらえることをせず、もっぱら、「つくり出す価値」のみをとり上げ、「それ自身の価値」をこれと無関係に、しかも付随的にしかとり上げていない。このことは、――のちにみられるように――きわめて重大な問題をふくむものといわなければならない。

ところで、氏は、「労働力の使用価値自体」が「評価可能」であると再三述べたてている。「労働力の使用価値」は「価値を生産する」ということであるのだから、この「評価」は、「どれだけ」の価値を生産するか」ということの「評価」でなければならぬ。「どれだけ」の価値を生産するか」の「評価」が「可能」であるなどという主張自体、価値概念をそっくりそのまま止揚してしまふような、たわごとである。この場合、その「評価」が「絶対的」なものにせよ、あるいは、「相対的」なものにせよ、およそ「評価」そのものが、価値概念の完全止揚を、したがって、商品生産そのものの止揚を意味せざるをえない。

たとえば、時間賃銀について、氏は労働力の「価値は変わらないとしても、十時間働いたときは十時間分の賃金が払われ、六時間

働いたときには六時間分の賃金が払われるというのが、労働の価格(この場合には時間賃金における)一般的法則である(前出、一一三ページ、傍点―舟橋氏)と述べ、同様の趣旨の主張を随処にかかげているが、そもそも、十時間働いたときに支払われる「十時間分の賃金」なるものは、いかなる基準によつて「評価」されるのか? いったい、その価値量は十労働時間であるのか、ないのか? 十時間働いたときに受取るものが六時間ならば、そもそも、価値なるものは、いかに規定されるのか? またもし、十労働時間にたいして十労働時間分の価値を受取るならば、これが氏の「評価可能」の見地からすれば、唯一のもつともらしいケースであるが―いったい、剰余価値はどこから生ずるのであるか!?

(ii) 「労働の価格」という言葉は、内容的にみるとき、労働者が、「労働」を販売してその「価格」を受取ることを意味する。だが、「労働力」≡商品市場において、資本家すなわち貨幣所有者が対応するのは、事実上、労働ではなくて労働者でなければならぬ。労働者が販売するのは、彼の所有する労働力、労働能力である。それゆゑ、「労働」を販売するということはとうていとりあえず、「労働」の「価格」などというものはありえない。さらに、「労働」そのものが問題となるのは、商品市場においてではなくて、労働者の労働力がすでに一定の価格をもって販売されて買手に引渡されたのちの生産の場所においてである。彼は一度目に「労働力」を売り二度目に「労働」を売るといふようなことはできぬ。しかも、生産過程において「労働」が現実に残存する場合には、その「労働」はもはや労働者自身のものではなく、したがつてその意味においても、「労働」は労働者によつて販売されうるものではない。価値をもち、また価値をもつものとして市場で販売されるのは、「労働力」≡商品であり、「労働」なるものは価値をもたず、商品として販売されえない。ここからしても、「労働の価格」という言葉そのものが、まったく馬鹿げた、純然たる背理にすぎないことは明白である。

3 この不合理きわまる轉化形態の理論的客観的意義

- (a) 以上述べてきたところによって明らかのように、「労働の価格」という言葉は、価値概念——および総じて商品生産——に矛盾するという意味できわめて不合理な表現であるが、さらに、それは、価値概念をすっかり止揚しつつし、これをまったく正反対のものにひっくり返してしまっている——また、ひっくり返さずにはおかない——ものとしてきわめて危険な、反科学的な「術語」であることを銘記せねばならない。この点にこそ、「労働の価格」という表現の客観的意義が存するのである。これと同様の性質をもつ「術語」としては、たとえば「土地の価格」という言葉が挙げられる。土地は労働生産物ではなく、価値をもたず、したがって土地そのものは価格をもちえない。「土地の価格」として現象するものは、実は、その土地にたいする所有が地代として領有するところの超過利潤を資本還元したものにすぎない。ところが、それが「土地の価格」という現象形態をとることによって、土地そのものが、つまり土地の使用価値そのものがその価値を規定するかのとき觀念がその「根拠」を得ることになる。「土地の価格」を決定するものは、土地の使用価値そのものであり、使用価値が大なれば、価格は高い。土地の使用価値に比例して土地価格が支払われる、—これが「土地の価格を支配する法則」となる。土地の使用価値、たとえば豊饒度は、自然科学の発達によって「評価可能」となる。豊饒度二倍ならば、土地価格も二倍である。だが、いったい、どれだけの豊饒度ならば、それだけの価格をもつというのか？—これは絶対に判らぬ。ただ、「土地の価格」という表現をば理論的に意味あるもの、なんらか合理的なものと考えらば、これによって、「価格」および「価値」なるものは、「使用価値」によって規定されるものということになり、首尾よく俗物的効用価値説におちこむこととなるのである。
- (b) 「労働力」—商品はそれ自身の有する「価値」よりも大きな価値をその「使用価値」—「労働」によってつくり出すのであるが、「労働力の価値または価格」が「労働の価格」という不合理な表現形態において示されるときに

は、一労働日の中の支払部分すなわち必要労働時間のみの価値をあらわすにすぎない「労働の価格」が、剰余労働時間をもふくむ一労働日全体にたいする「価格」として現象することになる。つまり、「労働の価格」または「労働賃銀」という不合理な転化形態は、支払労働と不払労働とへの労働日分割のあらゆる痕跡をすっかりぬりつぶしてしまひ、すべての労働を支払労働として現象させるのである。

(c) 「労働の価格」(または「労賃」)という馬鹿々々しい、不合理きわまる転化形態は、右のように、第一に、価値概念を完全に止揚してしまふばかりでなく、その正反対のものにひっくり返してしまふという点、および第二に、賃銀労働者の無償労働をも支払労働であるかのごとくごまかしてしまふという点で、資本制生産そのものにとつて決定的に重要な意義をもっている。マルクスは、このことをつぎのように強調して述べている。

「だからひととは、労働力の価値および価格を労働の形態に—または労働そのものの価値または価格に—転化⁽⁴⁾する。この決定的重要性を把握する。現実的關係を眼に見えぬようにしてその正反対物を示すこの現象形態は、労働者ならびに資本家のあらゆる法的表象、資本制的生産様式のあらゆる神秘化、そのあらゆる自由幻想、俗流経済学のあらゆる弁護論的空語、の基礎である」(前出、第一卷、五六五—五六六ページ、訳③—八四七ページ、傍点—マルクス、ゴシック体—山本)。

(4) この「労働者」という言葉にとくと注意されたい。「労働者」も「労働力」も「商品の販売者としては、とりわけ、つぎに述べられるように彼自身の「血と汗」とによつて若干の貨幣を購わなければならない商品販売者としては、必然的に「労働の価格」という転化形態そのものを「合理的」なものと受取らざるをえないのである。「労働の価格」または「労働賃銀」という形態そのものも甚だしい不合理性、そのブルジョア弁護の本質を正しく見抜くためには、長年にわたる斗争経験と教育とが必要不可欠である。はじめに引用した岸本氏の所説の中の「経験的にも理論的にもこれを疑問視する余地がない」という言葉や、舟橋氏の「賃金が労働の分量に応じて支払われるという一般的な事実を氏(黒川氏—山本)はなせずなお認められようとしなひのか。」(前出、一五ページ)などという再三の駁論は、右の不合理きわまる転化形態がいかに「労働者ならびに資本家のみならず、あらゆる

「マルクスの」経済学の『専門家』の脳髓をも支配しているかということの動かしがたい証左でなければならぬ。

「労働の価格」または「労働賃銀」なるものが、これまで見てきたように、まったく馬鹿げた、不合理きわまる、しかも賃銀労働者そのひとをも完全に愚弄しつくしてしまふ、徹頭徹尾ブルジョア的な転化形態であるにもかかわらず、何故に、この転化形態が、資本制社会においては必然的なものであり、一見確固たる存在を保ちつつけているのか？この不合理きわまる現象形態の資本制社会における必然性、その存在理由をしかととらえておかねばならぬ。われわれは、これについて、およそつぎの四つを挙げるができる。

(a) 資本制社会の商品交換では、一方の購買者が貨幣を提供し、他方の販売者がこれとちがう或る物に財貨を提供する。購買者の現実を受取るものは「労働」であり、販売者が貨幣と引きかえに現実に引渡すのは、彼の「労働」である。そこで、事実上「労働」と「貨幣」とが交換されることになり、その「貨幣」は、「労働」にたいする代価すなわち「労働の価格」として現象することになる。

(b) 「交換価値」即ち「価格」と「使用価値」とは「絶対的に較量されえない大いさ」であるから、「労働の価格」という言葉は、「綿花の価格」という言葉とまったく同様のものと思われ、したがっていささかも不合理なもの、馬鹿げたものとは見えない。これについては、貨幣が支払手段として、提供された財貨に「労働」の価格を、後から実現させるといふことと、労働者が資本家に提供する『使用価値』は特定の形態の有用的労働であるといふ事情とが、与つて力あるものとなっている。

(c) 労働者からみれば、一労働日の労働によつてはじめてある一定額の貨幣を受取ることが出来る。したがつて、彼の一労働日の労働は、一定の貨幣額の購買手段にほかならない。その貨幣額がいかなる理由によつて変動しようと

も、彼はつねに一労働日の労働を提供するのであるから、彼の受取る貨幣額の変動は、彼にとっては、必然的に彼の一労働日の価格の変動として現象する。また、資本家からみれば、彼の提供する僅かの貨幣額をもって、できるだけ多くの労働を得ようと欲するが、これは、すべての商品について彼のおこなうところと全く同様のことであり、要するに、彼は、できるだけ安く買うことによって、つまり価値以下での購買と価値以上の販売、いいかえればたんなる詐欺によって利潤を得るものと考えているのであって、「一定量の労働」なるものについて彼の支払うものは、「一定量の労働」の「価格」として現象するのであり、またそのようなものとして理解することが、彼にとって好都合なのである。

(d) 最後に、労働者に支払われるものが、「労働力の価値」ではなくして「労働そのものの価格」だということを証明するようにみえる労賃の現実的諸運動が挙げられる。

(i) 労働日の長さの変動にもなつて、「労賃」が変動するという事実。「労働」の量がちがえば、その「労働」にたいして支払われる「価格」もちがうという事実によって、「労働の価格」が支払われることが実証されるようにみえるのである。

(ii) 同じ種類の労働をしながら、相異なる労働者の受取る「労賃」がそれぞれ量的にちがうという事実。個人がちがひ、その「労働」がちがうから、それにたいする支払い、つまり「価格」がことならざるをえない。したがって、労働者の受取るものは、現実とその個人のおこなう「労働」にたいする「対価」、すなわち「労働の価格」でなければならぬ、ということになる。

以上の簡単な説明によつても明らかなごとく、「労賃」または「労働の価格」なるものは、きわめて馬鹿々々しい、

不合理きわまる転化形態にすぎないにもかかわらず、ブルジョア社会においては、この不合理きわまる転化形態が、商品所有者および商品交換者の、とくに資本家の日常実践にとらわれた眼には必然的に「合理的なもの」、「根拠あるもの」として映らざるをえず、したがってこの社会の表面では一個の存在理由をもつのであり、したがってまた、それだけにきわめて危険な性質のものといわなければならないのである。もしひとが、この「労働の価格」という範疇を無批判に受け入れ、これを「根拠あるもの」として「理論化」することに力を注ぐならば、古典派経済学の轍をふむのが関の山で、自ら甚しい混乱と誤謬におちいり、マルクスの指摘しているように、必然的に「俗流経済学にたし、原則として仮象にのみ敬意を表するその浅薄さのための確実な策源地を提供する」(前出、第一巻、五六四—五七三、訳(3)一八四四—五ページ)ことになるのである。

すべて以上のことは、科学的経済学の古典の中で十二分に明確にされているところであるにもかかわらず、ほかならぬこの不合理きわまる転化形態をもって無造作に賃銀の「原則」にすえようとする全く馬鹿げた不合理きわまる試みが跡を絶たないとは、また、何としたことであろうか。

二 「労働の価格の法則」とは何か？

さきに引用した岸本氏の推薦文の中にも明示されてあるように、舟橋氏は、「かくして賃金は、労働力の価値ではなく使用価値—価値を生む力能—に比例して決定されることになる」と述べて、これをもって「労働の価格を支配する法則」と名づけ、この「法則」をば氏の特異な「同一労働同一賃銀」論の支柱たらしめているようである。では、「労働の価格」の内容はどのようなものであるか？ この「法則」と「労働力の価値規定」との関係は、いかなるも

のであるか？—つぎにこれにかんする舟橋氏の三つの説明をかかけてみよう。

(イ) 「それでは労働の価格と労働力の価値あるいは価格はどのように関連するのであろうか。労働力の価値規定は、個々の労働者の賃金を直接に決定するものではなく、労働者階級全体（ある場合には同一の職業に従事する労働者全体）に適用されるものである。そして個々の労働者の賃金（労働の価格）は、あるいは労働力の価値以下に下り、あるいは労働力の価値以上に上る。しかしこのような個々の労働者の賃金は、究極的には労働力の価値に規定される。個々の労働者の賃金は、労働力の使用価値に比例して、いかにえれば。労働の価格の法則にもとづいて決定され、労働力の価値法則はこのような労働の価格の法則を通して貫徹されるのである」（舟橋氏論文「賃金の基礎理論についての覚書」、久留間敏造教授還暦記念論文集『経済学の諸問題』、二九七ページ）。

ここにかかげられた舟橋氏の主張は、マルクスの『賃労働と資本』の第三節の中のつぎの箇処をそのまま採り入れて成ったものようである。

「したがって、簡単な労働力の生産費を総計すると労働者の生存費と繁殖費になる。この生存費と繁殖費との価格が、賃銀を形成する。このように決定された賃銀は、賃銀の最低限と呼ばれる。賃銀のこの最低限も、生産費一般による商品の価格決定と同じく、個々の個人についてはなく、「労働者という」種属についていえることである。個々の労働者は、幾百万の労働者は、生活しそして繁殖しうるに十分なものをうけとっていない。けれども、全労働者階級の賃銀は、その変動の内部で、この最低限と一致する」（国民文庫版訳、三五ページ、傍点—マルクス、ゴシック体—山本）。

しかし、ここで注意しなくてはならないのは、マルクスの叙述が、労働力の価値規定にかんするものであって、労働の価格についてでもなく、いわんや、労働の価格の法則などについてではないということである。マルクスは、労働力の価値規定が、他の商品一般の価値規定と同様に、社会的に、必要な労働時間による規定であること、そして階級

全体としては、理論的にみて、賃銀総額は、階級全体の再生産費に等しくなければならないことを、述べているのである。ところが、わが舟橋氏は、労働者の受けとる賃銀をことさら「労働の価格」とおきかえ、マルクスとは反対に、個々の労働者の「労働の価格」は「労働力の価値以上に上る」こともあると述べ、しかも、このような個々の労働者の「労働の価格」が「究極的に労働力の価値に規定される」と主張しているが、どのようにして前者が後者によって「規定される」かは明らかにされていない。この両者の関係が明らかにされないままに、「労働力の価値法則は、労働の価格の法則を通して貫徹される」(傍点—山本)と結論づけられているのである。

(四)「…労賃としての転化形態が、労働力の価値あるいは価格と異なっている点は、労働時間の契機が加わっていることである。すなわち、労働力の価値は流通にはいる前にきまつているのであるから、労働時間が何時間であろうと、価値そのものにはなんらの変化もない。」(5)ところが労働力の価値あるいは価格の転化形態においては、労働時間(いいかえれば労働の分量)にたいする価格として現象するのであるから、労働の分量の変動は、労働の価格の変動となつてあらわれざるをえない。労働の分量には、単に労働時間の長さだけではなく、労働の強度や複雑労働であるか簡単労働であるかといった要因が含まれるのである。ところで労働の分量は、労働力の使用価値、いいかえれば価値をうむ力能の大きさを示すものであり、したがつて労働の一定分量の労働にたいする価格である労働の価格は、労働力の使用価値にたいする価格にほかならないのである。かくして労働の価格の範疇においては、労働の分量に比例して、あるいは労働力の使用価値に比例して賃金が支払われるという相対的に独自の法則が支配することになる。しかしこのような法則はあくまで一般的な意味においてであり、つねに、現実に貫徹すると考えるべきではないであらう。なぜならば、資本家は、「できるだけ僅かの貨幣で出来るだけ多くの労働を得よう」と欲する。だから、彼が実践的に関心をもつのは労働力の価格とその機能によって創造される価値との間の差額のみ」だからであり、労働力の使用価値の発現をなるべくたどりしよ、とするからである」(前出、三〇—三三ページ、傍点—山本)。

みられるとおり、舟橋氏は、「労働の価格」という言葉を、ことさら「労働力の使用価値にたいする価格」という言葉におきかえ、「労働力の使用価値に比例して賃金が支払われる」という相対的に独自の法則が支配する」と述べなが

ら、しかも、このような「労働の価格の法則」は、「つねに現実に貫徹すると考えるべきではない」との主張をかか
 げている。そもそも、「つねに現実に貫徹すると考えるべきでない」ようなものが「法則」の名に値するであらう
 か？ 舟橋氏は、「つねに現実に貫徹すると考えるべきではない」ということの理由として、『資本論』第一巻第十
 七章の中の一句を引用して、これを「論拠」として、資本家が「労働力の使用価値の発現をただとりしよとするか
 らである」という理由づけを与えている。右のマルクスの句は、「労働の価格」という馬鹿げた、不合理きわる転化
 形態がブルジョア社会において有する必然性、存在理由の一つの「根拠」として、挙げているものである。マルクス
 が、むしろ「労働の価格」という不合理な現象形態がブルジョア社会の表面で「つねに現実に貫徹する」ことの理由
 として挙げている文句を、わが舟橋氏は、「労働の価格の法則」なものが「つねに現実に貫徹しない」ことの理由と
 して採用し、さらに驚いたことに資本家は「ただとりしよとするからである」などと述べているのである。資本家
 は、わが舟橋氏の再三の主張によれば、「労働力の使用価値の発現」にたいして、「労働の価格」を支払っており、
 また「労働の価格」を支払うかぎりのみ「労働力の使用価値の発現」を自由にしろるのであって、これは、むしろ、
 氏のいわゆる「労働の価格の法則」のりっぱな貫徹の一様式といふべきなのである。

(5) この「労働時間が何時間であろうと、価値そのものにはなんらの変化もない」という、氏の言葉は注目すべきものである。
 このような主張をかかげる論者は、彼自身、「労働の価格」という馬鹿々々しい、不合理きわる転化形態にすっかりとらわれ
 ていること、かくして標準労働日の問題などその眼中にないことを、自ら示しているものである。

(6) 「ところで時間賃金において労働の価格の水準は、いかに決定されるであろうか。それはいうまでもなく平均的な労働時間の
 支出を前提とした労働力の価値によって決定され、かくして
労働力の日当量 平均労働時間の労働日 という労働の価格の度量単位が成立する。こ
 の度量単位にもついで賃金は、労働時間の長さ(労働の分量)に応じて支払われるという独自の問題(流通に入る前に決定される

労働力の価値にも、づく賃金水準を前提としながらも、が展開されてくる。しかしこのように賃金が労働の分量に応じて支払われる（労働力の使用価値に比例して支払われる）ということは、労働の価格の度量単位にもとづいているのであり、また度量単位は前述の式のように労働力の日価値によってきまるのであるから、労働力の使用価値に比例して支払われるという労働の価格の法則自身が、結局労働力の価値によって規定されるのである。

さて個数賃金における労働の価格の法則（生産物個数に応じて賃金が支払われるという法則）は、究極的には、労働力の価値法則によって規定される。なぜならば個数賃金は、「あらかじめ規定されて経験的に確定された商品量に体化される労働時間のみが社会的に必要な労働時間とみなされ、且つ、かかるものとして支払われるのである」から、個数当り単価の決定は、

$\frac{\text{平均的労働時間}}{\text{平均的労働時間}} \times \text{賃金}$ という形で行われる。そして平均的労働時間にたいする賃金は、平均的労働時間を前提とした労働力の日価値に規定されるのであるから、結局、単価は労働力の価値によって規定されることになる。このようにして決定された単価にもとづいて、労働者が平均的生産物個数を生産するとすれば、労働力の価値通りの賃金が支払われることになる。また平均的生産物個数以上を生産すれば価値以上の賃金が、平均的生産物個数以下を生産すれば価値以下の賃金が支払われ、長期的には平均的生産物個数の生産を前提とした労働力の価値に規定される。このように生産物の個数に応じて（労働力の使用価値に応じて）賃金が支払われる労働の価格の法則は、いわば短期的法則であるといつてよいであろう」（労働の価格法則再論、前出、一一八—一九ページ、傍点—山本）。

みられるとおり、舟橋氏は、時間賃銀の場合についても個数賃銀の場合についても、ひとしく「労働の価格の法則」をいう言葉を「労働力の使用価値に比例して賃金が支払われること」であると述べ、さらに、「労働力の使用価値に比例して賃銀が支払われる」ということは、時間賃銀の場合には、「労働時間の長さに応じて支払われる」ことである。ところで、時間賃銀の場合における「労働時間の長さに応じて」ということは、氏によれば、 $\frac{\text{労働力の日価値}}{\text{平均時間数の労働日}} \times \text{労働時間数}$ ということであり、これは、すなわち、 $\frac{\text{労働力の日価値}}{\text{平均時間数}}$ と同じことである。そのついでに、これらは、

「労働の価格の法則」であるか？ これは、むしろ、「賃銀の法則」⁽⁷⁾であり、文字通り、「賃銀が労働の日価値と労働時間数とによってきまる」ということにほかならない。それらの中にはどこを探しても、「労働の価格」なるものは見出しえない。舟橋氏の文章——「労働力の使用価値に比例して支払われるという労働の価格の法則自身が、結局労働力の価値によって規定されるのである」——はむしろ、つぎのように書き改められねばならない、——曰く、「労働時間の長さに比例して支払われるという賃銀の法則は、直接に労働力の日価値によって規定されるのである」⁽⁸⁾と。

個数賃銀の説明についても同様のことが云われる。氏は、「個数賃金における労働の価格の法則」をば、「生産物個数に応じて賃金が支払われるという法則」と説明しているが、「生産物個数に応じて賃銀が支払われるという法則」とは文字どおり「賃銀の法則」であって、「労働の価格の法則」ではありえない。このことは、個数賃銀にたいして氏の与えている範式——

$$\text{賃銀} = \frac{\text{労働力の日価値によって規定された「平均的労働時間にたいする賃銀」}}{\text{一日の平均生産物個数}} \times \text{生産物個数}$$

$$= \frac{\text{労働力の日価値によって規定された「平均的労働時間にたいする賃銀」}}{\text{一日の平均生産物個数}} \times \frac{\text{生産物個数}}{\text{一日の平均生産物個数}}$$

によつても明白である。すなわち、氏のいわゆる「生産物個数に応じて賃金が支払われるという法則」とは、とりなおさず、「労働力の日価値と生産物個数とによって賃銀が決定されるという法則」であり、これは「労働の価格の法則」ではなく、まさに「賃銀の法則」である。氏は「長期的」「短期的」などという言葉を配して、賃銀が「長期的

には労働力の価値によって規定される」が「短期的には、生産物個数に依じて支払われる労働の価格の法則が規定する」と説明しているが、このような「長期的」「短期的」の「使い分け」は誤りであると同時に不必要でもある、と
いうのは、右の範式によって両「法則」がいみじくも統一的に示されていることが明かだからである。

(6) 舟橋氏は、さき(向参照)には「労働力の使用価値に比例して賃金が支払われるという労働の価格の法則」が「つねに現実に貫徹すると考えるべきではないであろう」との主張をかかげていたが、ここでは、みられるように、賃銀は直接に、「労働力の日価値」と「労働の分量」とによって決定され、かくして、「労働力の使用価値に比例して賃金が支払われる」という「賃銀の法則」は、つねに現実に貫徹することとなっているのである。この点は個数賃銀についても同じである。

(7) ここに「賃銀」というのは労働者が資本家から受取る貨幣額を一般的に指していったものであり、「賃銀総額」のことである。したがって、それは「労働の価格」とは異なる。

(8) さき(4)に氏は、「労働力の価値法則は……労働の価格の法則を通して貫徹される」と結論づけていたのであるが、氏の説明内容そのものは、むしろ、氏のいわゆる「労働の価格の法則」すなわち、「賃銀の法則」が「労働力の価値」によって直接に規定されているということを示している。

いづれにせよ、「労働の価格の法則」とは、舟橋氏によれば、「賃銀が労働の分量に応じて支払われるという法則」⁽⁹⁾であるとしてされている。われわれは、一応この『定義』にしたがうこととし、「賃銀が労働の分量に応じて支払われるという法則」について、その性格を考えてみよう。さきに詳細に説明したように、賃銀が「労働の価格」として現象すること自体、まったく馬鹿げた、不合理なことである。賃銀は本来労働力≠商品の価格として支払われるべきものであるのが、ブルジョア社会の表面では、商品所有者および商品交換者の日常の経験から生れたありふれた考え方によって、必然的に「労働の価格」として現象するが故に、賃銀の大きさは「労働」の量によってきまるといふ「法則」が妥当するかのごとく考えられ、また賃銀の大きさを「労働」の量によってきめることが一つの「法則」として受け容れ

られざるをえなくなっているのである。だが、このような「法則」を「法則」として受け容れざるをえないこと、これが「法則」として現実に妥当しているからといって、それが合理的なものであり、根拠ある法則だということとはできない。むしろ、このような「法則」は、「労働の価格」という、全く馬鹿げた、不合理きわまる転化形態の上にはじめて成り立つものであり、したがって、その「法則」自身も、まったく馬鹿げた、不合理きわまるものでしかない。舟橋氏が、黒川氏にたいして、「賃金が労働の分量に応じて支払われるという一般的な事実を氏はなぜすなおに認められようとしないのでか、いかにも不思議に思われる」と述べていることはさきにもふれたが、この舟橋氏の言葉は、氏自身が、「労働の価格」なるものが全く馬鹿げた、不合理きわまるものであり、したがって、「労働」の量に応じて賃銀の大きさが規定されるという「法則」そのものも、一なるほどブルジョア社会の産業上の実践では一般的事実となっており、したがって、りっぱに「合理的な法則」であるかのごとく考えられてはいるが、全く馬鹿げた、不合理きわまる「法則」ではないかということをまったく認めず、むしろ、このような不合理きわまる「法則」を根拠ある、合理的な法則として推奨しているものであることを示している。氏のいわゆる「労働の価格の法則」とは、きわめて不合理な転化形態である「労働の価格」についての、現実的關係を歪め眼に見えないようにし、むしろその正反対物を示すにすぎない。転化形態たる「労働の価格」についての、「法則」であり、商品所有者、商品交換者の日常の實踐から必然的に生れた、考え方の中にその「根拠」を有する「法則」である。したがって、それは、商品所有者、商品交換者が、意識するにすぎないにかかわらず、かれらが否応なしにこれに従わざるをえないという意味での客観的な經濟法則ではありえない。それは、不合理な「仮象」にしがみつく商品所有者の觀念の中にその必然的根拠をもつところの、労働者の「皮膚」と資本家の「財布」の中に実在するいわば主観的な「法則」にすぎない。商品所有者が

不合理な「仮象」の本質を認識し、再生産費—価値—による交換を意識的におこなおうとすれば、このような「法則」は「法則」として妥当しえなくなる。「労働の価格」という、全く馬鹿げた、不合理きわまる転化形態⁽¹⁰⁾「仮象」の本質が明らかにされ、商品所有者がその「仮象」とらわれた観念を払拭すれば、この「仮象」は仮象として正しく認識され、かくして「労働の価格の法則」などというものは妥当しえないものとなってしまはずである。

(9) 舟橋氏は「労働」は「労働力の使用価値」であるとし、「労働の価格の法則」とは、「労働の分量に応じて支払われる」とであり、「労働力の使用価値に比例して支払われる」ことであると主張しているが、このように、「労働の分量に応じて支払われる」ことと「労働力の使用価値に比例して支払われる」ことを同一視することは、果して当をえたものといえるであろうか？ たとえば、「労働の価格」と同じように全く馬鹿げた、不合理きわまる「土地の価格」についてみれば、「土地の価格の法則」とは、「土地の使用価値に比例して価格の大きさがきまる」こととということができよう。この場合、「土地の使用価値」を「土地の分量」とおきかえたならば、どういふことになるであろうか？ 「土地」がふえればその「価格」も増大するのは当然であり、このようなことは「法則」として定立されようなものではない。「土地の使用価値」はこの場合、「土地の分量」ではなく、「土地の自然的諸属性」といえば、「土地の豊饒度または位置」といったようなものである。「労働の価格の法則」という言葉について「労働の分量に応じて」ということを「労働力の使用価値に比例して」と同じことだとするのは、氏が、「労働」をば「労働力の使用価値」と規定し、かくして、「評価可能」であるという方向に導き入れんがためのものであろうが、しかし、氏は、「労働力の使用価値」とは、「価値を生産すること」であると主張しているのであるから、「労働力の使用価値に比例して」ということは、氏の論理にしたがえば、当然に、「労働力が価値を生産するのに比例して」ということになるはずであり、したがって、それは、「労働力の生産する価値の分量に比例して」ということであり、「労働の分量に応じて」とは、およそ縁遠いものとなってしまはずである。舟橋氏がこのように「労働力の使用価値に比例して」ということをもって「労働の分量に応じて」と同じであるとする論理的暴力をあえてふるわざるえなかつたのは、一方における「評価可能」と他方における「法則」とをうまく結びつけることによって「同一労働同一賃銀の原則」を「評価可能」な、根拠ある、合理的な法則に仕立てあげんがためのものと推定されるのである。

(10) このことはつとに、勞働力以外の商品の販売者、とくに資本家がその商品の販売にあたって実践しているところである。

「勞働の量に應じて支払われる」ということが「勞働の価格の法則」であるとすれば、このような「勞働の価格の法則」は「勞働の価格」という不合理きわまる転化形態が与えられると同時に与えられている——すなわち、商品所有者にとって有効なものとなる——ということができるし、またそのようなものとして考えられねばならぬ。したがって、「勞働の価格」が具体的に時間賃銀または個數賃銀という形態をとってあらわれる場合には、すぐさま、その各々について、そこで「勞働の分量に應じて支払われる」という「法則」がいかに具体的に妥当 (gelten) しているかということがまず明らかにされなければならないし、かくして、時間賃銀または個數賃銀なるものは、むしろ、

「勞働の価格の法則」が現実具体的に妥当する形態であるということさえできるのである。したがって、時間賃銀および個數賃銀について、理論的にまず問題となるのは、そこにおいて「法則」が括弧つき、「法則」としていかにおこなわれているか、ということである。いいかえれば、ここでは「勞働の価格」という不合理な転化形態にもつき、これと結びついた「法則」が——商品所有者の觀念と日常の実践の上で——いかに一見「合理的な」、したがってまた独自のな作用をはたしているかということ、しかも、その独自のな作用が反って不合理な結果を生み出し、そのことによって、この「法則」の独自性が実はきわめて限られたものであること、それは、たんに不合理な一転化形態にすぎない「勞働の価格」にかんする「法則」であり、かくして、当然に本質的な關係によって制約されざるをえないということが示されるか、ということである。このことを、以下簡単に、時間賃銀について説明してみよう。

時間賃銀は、「勞働時間」によってははかられた「勞働の分量」に應じて賃銀が支払われる形態である。本来、勞働者が資本家に売り渡す商品は勞働力＝商品であり、彼がその対価として受取るものはその商品の価値、すなわち再生

産費でなければならぬ。ところが、商品所有者および商品交換者としての日常実践は、彼をして、彼の受取る日賃銀は、労働力の日価値ではなくして、労働の価格、たとえば、十時間労働の価格であると考えることをよぎなくさせる。したがって、たとえば、一〇〇〇円は労働力の日価値つまり一日分の再生産費ではなくして、一〇時間の労働の価値をあらわしたものの、一労働時間は一〇〇円の価値をもつものということになる。労働力の平均日価値が一、〇〇〇円であり、平均労働日が一〇労働時間であるとすれば、一労働時間の価格は一〇〇円となり、これが「労働の平均価格」ということになる。時間賃銀ということは、たとえば、この「一労働時間の価格一〇〇円」という「度量単位」にしたがって、「労働量に応じた賃銀額」を算定すること、つまり、この度量単位の上に「労働の価格の法則」が当然に「作用」した形のものである。ところで、問題は、この「一労働時間一〇〇円」という「労働の価格」の大ききである。賃銀の本質は、労働力＝商品の価格であるから、本来は、さきのようにしてたんに、労働力の平均日価値に
本質労働日の時間賃よって算出されたものであるはずのものが、一度、「一労働時間一〇〇円」という「労働の価格」の転化形態を採るやいなや、それは、右の本質とはかかわりなく、「一労働時間」の価値が絶対的に「一〇〇円」として表現されるものであるということになり、反対にこれを基準にして労働者の受けとる日賃銀が決定されることになる。あるいはまた「一〇労働時間」そのものの価格が絶対的に「一〇〇円」というようにきめられ、「労働の価格」は、さきの本質的な関係とはかかわりなく決定されるものということになる。本質的には「労働力の日価値」と「平均労働時間」とによって規定されているはずの「労働の価格」が、この本質的関係を跡形もなく払拭し、それ自身絶対的に「評価」されるという「仮象」をとることによって、まず最初に「労働の価格」が独自の決定され、そののちに「労働時間」という「要因」を加えることによって日賃銀すなわち、一労働日＝一〇労働時間あるいは一五労働時間等々の価格が決定

されるといふ形をとることになる。ここからして、「労働の価格はたえず下落しても、日銀賃・週賃銀などは同一不変でありうる」場合、「労働の価格は不変であっても、あるいはむしろ下落しても、日賃銀または週賃銀は騰貴することがありうる」場合が生ずるのであり、また、「労働者にとり彼の過少就業から生ずる苦悩の源泉が発見される」のもこれによってであり、「資本家が『労働の標準価格』を支払うという口実のもとに、相当な補償を何も労働者に与えないで労働日を異常に延長することができる」のも、「労働日の延長と労働価格の下落とが相互制約的な関係にある」のも、(以上、『資本論』、前出、第一卷、五六九—五七五ページ、訳③一八五—一八五九ページ)すべて、以上のごとき、「労働の価格」の「自立的決定」、したがってまた「労働の価格の法則」の「相対的」独自性にもとづいているのである。

しかしながら、「労働の価格」が「労働力の日価値」にかかわりなく、それ自身において独自の決定され、そのようなものとして——「法則」として——妥当せしめられ、「作用」しているとはいへ、その独自性はけっして、絶対的なものではありえず、「労働の価格」が本来「労働力の価値」のきわめて馬鹿げた、全く不合理な転化形態にすぎないということ自体によって、そもそもからその独自性は一定の限界をもっており、したがって、相対的なものでしかありえない。では、このことは、いかなる点にあらわれているか？

「労働の価格の法則」という、全く馬鹿げた、不合理きわまる「主観的」法則を、客観的な絶対的法則として認めざるをえないことは、商品所有者および商品交換者としての労働者および資本家の日常の実践にもとづくものにすぎず、したがって、両者とも、商品所有者および交換者としては、右の「法則」の「貫徹」をその利益とせざるをえない立場に置かれているが、このことは、しかし、両者にとってひとしく同程度に妥当するものではない。「労働の価

格」という不合理きわまる転化形態を絶対的なものとし、「労働の価格の法則」の完全な「貫徹」をもっとも歓迎するのは、いうまでもなく資本家である。なぜならば、彼が労働力 \parallel 商品を買うのは、その労働力から最大の「財貨」 \parallel 労働を打出すためであり、したがって、その打出される「財貨」 \parallel 労働に正確に比例して、 \parallel つまり、一〇時間の労働にたいしては正確に三時間の労働を、いや、着実に二時間分の労働をとるように \parallel 支払うことが最大関心事だからである。「労働の分量に応じての支払」を熱望し、これをできるだけ資本家的に \parallel つまり、労働力の価値と「労働の価値」との差を最大限に拡大すべく \parallel 貫徹させることに懸命なのは、まさに、資本家である⁽¹¹⁾。だが、労働者は、資本家と同じようにこの不合理な形態を絶対視し、「労働の価格の法則」の最大限の独自の絶対的作用を歓迎しているわけには行かぬ。なぜならば、彼が「労働」を提供するのは、その対価としていくらかでも貨幣を得ればよいのではなくて、はっきりと、彼および彼の家族の生活を維持するに足るだけの価値量を受取らんがためだからである。それゆえ、何よりもまず彼は、労働力の価値に相当するものを受取らねばならぬ。「労働の量に応じて」であろうと、そうでなかりと、彼は、一日何時間か働くことによって、労働力の再生産費を得なければならぬのであって、ここからして、「労働の価格の法則」の「貫徹」は、労働者にとってははじめから一つの「限界」を有している、あるいは、それは「法則」として妥当しえないものである、ということがわかる。もし、「労働の分量に応じて」の「法則」にしたがって、五労働時間働いて、五労働時間に相当するものを受取ったとすれば、彼は生存しえなくなる。彼は、五時間働こうと、一〇時間働こうと、彼の労働力の再生産費を得なければならぬ。商品所有者および商品交換者としての日常の実践の必要は、彼の受けとる「賃銀」が「労働の価格」であり、したがって、「労働の分量に応じての支払」が「法則」として妥当するものと思わせる。しかし、商品所有者および商品交換者としてではなく、一個の人

間的勞働力として、家族を扶養し、生計を支え、同時に、全社會の存立の基礎である物質的生産を支えるべき人間の勞働力主体としては、彼は、充分な再生産費を保證されなければならず、したがって、勞働力商品の販売にたいして、必要にかつ充分な再生産費を補償するだけの賃銀を獲得しなければならぬ。「勞働の分量に應じて」という「法則」は、直接に「必要な再生産費に應じて」という「法則」と矛盾し、相容れないことになる。しかも、前者の「法則」は、全く馬鹿げた、不合理きわまる転化形態についての、したがって「主觀的」「相對的」な「法則」、いわば、「仮象的」「法則」にすぎないに反し、後者の「法則」は、まさしく客觀的かつ絶対的な法則である。いうまでもなく、客觀的、絶対的な法則は、「仮象的な法則」をもその支配の下におかなければならない。このようにして、「勞働の価格の法則」は、本来、あるべきものとして、すなわち、まったく不合理な形態についての「仮象的的法則」として、その「作用」はきわめて限られたものとならざるをえない。「勞働の価格」が「勞働力の価値または價格の転化形態」としてのみ意義をもちうるのと同様に、「勞働の價格の法則」は、いわば、「勞働力の価値の法則」の全く馬鹿げた、きわめて不合理な転化形態としてのみ、意義を有するものというべきなのである。

(11) 「個數賃銀が資本制的生産様式に最もふさわしい勞賃形態である」というマルクスの指摘（『資本論』、前出、第一卷、五八二ページ、訳③—八六九ページ）は、まさにこの事情によるものである。

それゆえ、マルクスが、時間賃銀について、—「だが、一般的法則としては次ぎのように云える、—日勞働、週勞働などの量が与えられているならば、日賃銀または週賃銀は勞働の價格に依存するのであって、勞働の價格そのものは、勞働力の価値につれて—さもなければ勞働力の価値からのその價格の背離につれて—変動する。これに反し勞働の價格が与えられているならば、日賃銀または週賃銀は、日勞働または週勞働の量に依存する、と」（前出、五七〇ペ

1シ、訳③―八五三ページ、傍点―マルクス）と述べているのは、右のごとき、「労働力の価値規定」による客観的絶対的規制の枠の中での「労働の価格の法則」の内容を、時間賃銀について明らかにしているものと見ることができし、また、そのようなものとして、はじめに「労働の価格の法則」にかんする右の定式化の意義を明確にすることができると思われるのである。さきにみたように、舟橋氏が「労働力の使用価値に比例して支払われるという労働の価格の法則自身が、結局、労働力の価値によって規定される」と述べながらその説明として、直接に、労働力の価値によって規定されている事実―実は数式―を挙げることになっているのは、まさに、以上述べたごとき「労働力の価値による規定」の内容を正しくとらえることができず、ただ、これを便宜的に「労働の価格の法則」ととりいれているためであり、かくして、「相対的独自性」という氏自身の言葉もたんなる空語に終わっているためなのである。⁽¹²⁾これによってまた、「労働の価格の法則」を「媒介として労働力の価値法則が貫徹することを論証した」と自認する（前出、『経済学の諸問題』、三一五ページ参照）舟橋氏の主張がいかなる性質のものであるかも、判断されるのである。

(12) といえ、黒川氏のつぎの主張がとうてい支持されうるものでないことは、以上述べてきたところであきらかである。曰く、「だがいずれのばあいにせよ、いかなる条件のもとでも、つねに根本的な力として作用しているのは、労働力の価値であって、「労働の価格」ではない。したがって厳密にいえば、「労働の価格の法則」などというものはありえないのであって、労働力の価値法則があるだけである」（黒川氏論文）「労働の価格法則」論の検討、―舟橋・岸本両氏の批判にお答えして」、『経済評論』、一九五九年二月号、一三七ページ、傍点―山本）。

「労働の価格」は全く馬鹿げた、不合理きわまる転化形態である。だが、いかに不合理といえどもそれは、ブルジョア社会の表面では厳然として存在し、しかも一定の必然性、存在理由をもって現存している。この不合理な現象形態、「仮象」が存在するかぎり、それについて、「労働の価格の法則」が「妥当」(gelden) せざるをえない。もちろん、その「妥当」の内容は、さきに述べたとおり、きわめて限られたものではある。「同一労働」たいする「同一価格」同一賃銀」という「原則」は、まさに、こ

の不合理きわまる「労働の価格の法則」の中のみ、その「根拠」を有するのであって、この点からみると、「同一労働同一賃銀の原則」なるものを唱導する黒川氏が「労働の価格の法則」などというものはありえないのであって、労働力の価値法則があるだけである」などと主張しているのは、問題が奈辺に在るかを弁えない、典型的な自家撞着的立論といわざるをえないのである。この点からみると、論理一貫性、すなわち全く馬鹿げた、不合理な転化形態に論理一貫的にとられた立論は、舟橋氏の主張の中によりよく見出されるということが出来る。

三 「同一労働同一賃銀の原則」について

さて、つぎに、ほとんどすべての『賃銀専門家』の推奨して止まない「同一労働同一賃銀の原則」なるものについてみてみよう。

この「原則」は、舟橋氏の言をまつまでもなく、「労働の価格の法則」をその根拠としているものであり、むしろ、「労働の価格の法則」の適用そのものにすぎない。だが、だからといって、この「原則」が客観的に妥当する・根拠ある・絶対的な「原則」であるということにはならない。むしろ、その正反対である。「労働の価格」がまったく馬鹿々々しい、不合理きわまる転化形態であるのと同様に、この「原則」は、理論的にはまったく馬鹿々々しい、不合理きわまる「原則」でしかないのである。このことは、すでにこれまでの説明によって明らかと思われるが、なおこの「原則」―および「労働の価格」―のとり、ことなっている人々のために、それがいかに不合理きわまる「原則」であり、むしろ「原則」の名に値しないものであるか、ということを描記しておこう。

「同一労働同一賃銀の原則」とは、「同一の労働」にたいしては「同一の価格」を支払え、ということである。ところで、この「労働」と「価格」とは、どのように理論的に結びつけられるか？ しばらく舟橋氏の言葉について

考えてみよう。

まず、「労働」には、具体的労働と抽象的労働とがある。舟橋氏は、「労働」を「労働力の使用価値」とおきかえ、さらにこの「使用価値」を「価値を生産するということ」としているのであるから、氏にとっては、この「労働」は抽象的・人間的労働のみを指すことは疑いない。ところで、氏のいわゆる「労働力の使用価値」であるが、ある特定の個人の特定の具体的労働を見て、それが、抽象的・人間的労働として、しかも、社会的・平均的労働としてどれだけの「価値を生産する」とかということが、いいたい、とらえられるであろうか？　これが「評価可能」であるなどといえるのは、そもそも、「価値とは何か？」ということについて何にも知らない俗物だけである。それはとうてい「評価」できるものではない。「評価」されえないところに価値の価値たる所以があるとさえない。 「評価」されえないものが、どうして「同一」といえるのであろうか？　一歩ゆつって、「生産する価値」の量が「評価」できたとしても、まだ決定的な問題が残されている。「生産する価値」と「支払われる価値」との関係である。たとえば、労働者Aの抽象的労働が、「社会的平均的労働時間一〇時間」を生み出したとしよう。そのとき、その「労働」にたいする「価格」すなわち、「同一賃銀」の「価値」は、いいたい、何労働時間であるのか？　それは、「同一」に一〇労働時間であるのか、あるいは、そうではないのか？　「同一賃銀」が一〇労働時間であるならば、資本制的生産は止揚されざるをえなくなる。そこで、止むをえず資本制的生産を「温存」させるとすれば、つまり、「同一賃銀」の価値をたとえば、五労働時間とすれば、今度は、何故に「生産する価値」一〇労働時間の「価格」は五労働時間であるのか？という問題が生じてくる。いづれにしても、舟橋氏が、労働力の使用価値は「価値を生産するということ」であり「評価可能」であると云うのは、まったく馬鹿げた、不合理きわまる強弁といふのほかない。⁽³⁾

(13) たとえ二種の「労働力の使用価値」⇨労働が「同一」と評価されても、それが相対的に同一である——「平等」—————が判ただけで、それらがどれだけの価値と結びつけられるのかは絶対にはわからない。ただ、ここで舟橋氏の参考まで附言しておくならば、「労働力の使用価値」の「価値」を「評価」する方法としては、ただ一つだけ考えられる。それは、人間の労働⇨作用を行う機械装置をつくり、その価値を算定することである。たとえば、ある人の労働が眼を主として用いる労働⇨作業であるならば、眼と同じ作用を果しうる機械装置の価値によってその労働の「評価」をすることができようである。おそらく眼球一箇と同じものをつくるにも数十億円を要し、なおかつ眼と同程度の労働⇨作用を果しえないであろう。この点からみれば、人間労働力の買手は、莫大な費用のかかる機械装置よりもすぐれた労働⇨作用をする人間機械をその費用の数万分の一の価格で自由にしておまけにその価格の倍以上の儲けをふところに入れていことになる。この買手の尻馬に乗って、人間の労働力についてその「労働力の使用価値」⇨労働は「評価可能」であって、それは五万円だ、六万円だなどと言い立てているような「専門家」が、どうして人間的労働力の尊厳さを思い知ることができようか。

「労働」について「同一」ということが考えられるのは、わずかに具体的形態における労働、すなわち、具体的労働についてだけである。具体的労働については簡単に「同一労働」はとらえられうる。しかし、特定の具体的労働が、一定額の「価格」と、いったい、どのようにして結びつきうるか？ ある特定の形態の労働が「価格」をもつと云うことすら、まったく不合理な、価値概念を混乱させてしまふにすぎないタワ言である。

さきにふれたように、そもそも、ある商品を販売する場合、その商品の交換価値がその商品の使用価値によって規定されるというようないえろである。もし商品の価値が使用価値によって決定されるといふのであれば、これは、らすでによく感知しえたところである。もし商品の価値が使用価値によって決定されるといふのであれば、これは、まったく労働価値論を放り出して、これと反対の効用価値論を主張することである。マルクスの価値論は、商品の価値が生きた労働によってのみつくり出されること、交換価値、すなわち価格はこの価値によってのみ規定されること

を明確にしているのである。舟橋氏が「労働力の使用価値に比例して支払われる」とを「法則」として主張していることは、これを客観的にみれば、マルクス価値論を覆えてブルジョアの効用価値論の提灯持ちをしていることにもなるのである。

「いったい、労働者が資本家に売る商品は、労働であるのか、労働力であるのか？——これがもっとも決定的な問題点である。「労働を売る」と答える論者は、商品所有者および商品交換者の、とくに資本家の、日常経験から割出したありふれた考えに屈伏し、まったく馬鹿げた、不合理きわまる考え方の中に、われとわが身を投ずる者である。労働者が売るのはまさに労働力商品であること、——これを明確に把握することによって、はじめて経済理論は真に科学的な理論となり、資本の本質を暴露することができる。労働者の販売する商品が労働力であれば、その商品の価格は、その商品の価値によって規定されねばならぬ。これが価値法則である。労働力商品の価値は、いうまでもなく、この商品の再生産費によって規定される。それゆえ、労働者が労働力商品売って資本家から受取る賃銀は、この労働力商品の価格である。ところが、さきに述べたようなブルジョア社会の表面における「存在理由」によって、労働力商品の価格は、「労働の価格」という、全く馬鹿げた不合理きわまる転化形態を採ることになり、これによって、いっさいの理論的混迷とブルジョア弁護論とが確固たる客観的「基礎」を与えられることになるのである。

「同一労働同一賃銀の原則」を推奨する諸氏は、好んで、「平等の原則」という言葉を云々する。だが、資本主義社会における平等とは、いったい、どういうことか？これらの『専門家』は、絶対的な平等、絶対的な公正、絶対的な民主主義などというものがありうると考えているようである。平等にせよ、公正にせよ、それらは、いづれも、特定の歴史的な社会において、特定の規定された内容をもつものでなければならぬ。資本制社会における平等とは、

商品価値についての平等ということである。⁽¹⁶⁾一〇の価値ある商品（または貨幣）は、一〇の価値ある商品（または貨幣）と平等なのである。それは、人間についての平等ではありえない。物についての、しかも、物の価値についての平等である。したがって、Aという人間は、たとえその人がどんなにすぐれていようと、他人に対して提供する物がなければ、しかも、価値ある物がなければ、他人から社会から、何物をも受取ることができない、というのが、この平等の原則のいたすところなのである。また、Bという人間は、たとえ、その人がどんなにいまわしい、下劣な、極悪無道な奴であっても巨額の価値ある物、もしくは貨幣をもっていれば、社会の富—鉄道、鉱山、電力その他、でも—を一手に獲得でき、これをどんなにでも消費することができる。これが資本制社会の平等であり、公正である。それゆえ、もしその人が提供しうる財貨を何一つもっていないならば、彼自身の皮膚—労働力—を物として、一定の価値ある商品として提供し、売らなければならぬ。この物を提供することによって、彼は、社会—買手—から、その価値に相当するだけのものを得ることが出来る。だが、「物の価値に応じて」ということは、必ずしも、現実に価値どおりに売れるということを意味しない。買手がそれになりたいいくら払うかは、買手の自由である。したがって需要が弱く供給が強い場合には、売手はたとえ一定の価値ある物を提供しても、その価値以下の値段でしか売れない。反対の場合には、その反対となる。これが、物の価値に則しての「平等」であり、「公正」なのである。

(16) 舟橋氏が資本制社会におけるこの種の「平等」の支配をいう事実—価値法則の貫徹—についてどれだけ知っているかということは、氏のつぎの言葉がこれを示している、—曰く、「いうまでもなく『平等の権利』とは資本制社会における商品交換が自由・平等の立場で行われるという事実にもとづくイデオロギーである。…この意味において資本主義社会が存続するかぎり「平等の権利」が実現することはありえない」（『労働の価格法則再論』、前出、一三三—三三三）。みられるとおり、氏は、「平等の

権利」を「イデオロギーである」としており、しかも、資本制社会では実現されえないものであると主張している。このような主張を発表している人は、彼自身、必要生産物を入力しようとする場合、もしくはそのために必要な貨幣を得んとする場合、いかに「物の価値に則しての平等」の支配を受けざるを得ないかを、とくに自分の懐中と胃袋とにおいて痛感させられるであろう。資本制的生産はまさにこの「物の価値に則しての平等」の原則―価値法則―の上にこそ生成し、発展することができるのである。

また、手島正毅氏が、このような「物の価値に則しての平等」の原則―価値法則―なるものをいかに倒錯してとらえているかは、氏のつぎの文章がこれを示してあまりある、曰く、「同一労働同一賃銀の原則そのものは商品等価の交換法則に立脚しているのであるから倒錯するようなことはない。倒錯するのは、資本主義的領有関係と商品等価の交換関係とのあいだの矛盾からである」(手島氏論文「等級制賃金の理論」、『経済評論』、一九五九年十一月号、一五一ページ、傍点―手島氏)。「商品等価の交換関係」ではなくまさに価値法則の上に資本制生産が成り立ち、商品所有の法則は資本制的領有の法則に転変する。だが、両者はけっして「矛盾」することもなければ、倒錯しようもないのである。

「同一労働同一賃銀の原則」は、右のブルジョア社会の「平等」の原則に則したものであろうか？ 則していると同時に則してもいない、と云わなければならぬ。それはまず、物を提供しなければいかなる人も社会から何も受取りえないということを蔽として認めているという点で、ブルジョア的な「物に則しての平等」の原則に則したものである。この原則は、物を提供しない人は何も受取れないし、たとえ物を提供したとしても買手がいない場合―失業者―には、同じく社会から何も受取れないことをはっきり認めているという点でまことにブルジョア的精神に徹しているといえる。だが、それがブルジョア的にみても誤っており、「平等」の原則から足を踏み外しているのは、提供する物の使用価値に応じて、社会から受取ろう、あるいは、他人にたいして寄せ、ということを原則として称揚している点である。この社会での「平等」は、提供する物に則しての、しかも、提供する物の使用価値ではなくしてまさにその価値に則しての「平等」である。たとえば、いかに使用価値が絶大なものであろうとも、それによって他人にたいし、

より大きな価格の支払を要求することはできぬ。他人はそれにはたいしてただちに、その価値はいくらかと訊き、それ以上には支払うことをしない。このような、半面においてブルジョアの「平等」に則し、他の半面においてブルジョアの「平等」に反するような「同一労働同一賃銀の原則」が、「平等」の原則に結びつけられるのは、各「専門家」が、「平等」について安易粗雑な考え方をし、その考え方をここに持ちこんでいるからである。それは、人間についての「平等」ということである。甲という人間も乙という人間も、同じ人間であって同じ労働を提供したのだから、同じ価格を払え、というのである。これは一見、人間に則した「平等」の原則をとり入れていようであるが、実のところ、まったく粗雑な混乱した平等観念をもちこんでいるだけである。それは、同じ人間だから、同じだけ支払え、というのではなくして、同じだけ物を提供したから同じだけ支払え、というのである。いいうべくんば、この似而非人間平等主義が、「同一労働同一賃銀の原則」の本質なのである。

(17) 黒川氏が、「ブルジョア的な「平等」の権利は、労賃間の「平等」だけでなく、労働者相互間の「平等」の権利をふくむものである」(前出、一四〇ページ)、と主張するとき、氏が、「物の価値に則しての平等」と「人間に則しての平等」とを混同していることはほぼ疑いない。だが、残念ながら、「同一労働同一賃銀」は、「労働者相互間の、人間的平等」を意味しない。なぜならば、家族八人の借金持ちの労働者と、独身の裕福な労働者と「同一賃銀」を受取ることは、人間的にみて全く不平等だからである。なお氏が、ブルジョア的な「平等」の原則が「その実現をさまざまに妨げられており……「実際と矛盾する」のである」(前出、一四〇ページ)などと主張しているのは、氏自身、「平等」についての粗雑な俗物的観念にとらわれていることを示すものである。

このような、外見だけでは人間に即した平等のごとくでありながら、その実提供する物に即した平等、しかも、物の使用価値に即した平等という、いづれの社会においても存在する余地のないヌエ的平等論に比べれば、マルクスに

よって批判されている「賃銀平等論」の方がはるかに人間的な、人間の血の通った平等論であるということが出来る。なぜならば、この「賃銀平等論」は、労働者の提供する物のいかににかかわらず、労働力 \parallel 人間として平等の支払を受けるべきであるというのであって、提供する物のいかにを問わない、したがって人間が物に支配されるという「物に即した平等」は介在する余地がないからである。しかし、このような人間的平等論が、マルクスによって「けつしてみたまされることのない気がいじみた欲望である」として批判されたのは、それが、資本主義社会を支えているところの提供する物に依じての「平等」、しかも提供する物の価値に依じての「平等」という根本的基盤を無視したま^{つた}くの空想論であり、しかも、労働力を売って賃銀をもらわなければならないという原則を認めた上で、右の原則を認めていないという、自家撞着が許されないからであったのである。

それゆえ、「同一労働同一賃銀の原則」は、「労働の価格」と同じく、馬鹿々々しい、不合理きわまる、全く根拠なき「原則」であり、物にとらわれてしかも価値に即しないヌエ的平等観をうえつけ、最大可能の無償労働の隠蔽に役立つという意味で、まことに資本家にとってはうってつけの、生きた人間的労働力にとってはこの上もなく不都合な「原則」であり、すこしく誇張していえば、それは、「働らき \parallel 労働に依じて賃銀奴隷の餌の量をきめる」という原則にすぎないのである。

では、資本主義社会において「公正な賃銀」とは何か？ それはいうまでもなく、労働力 \parallel 商品の価値に即した賃銀でなければならぬ。他のいっさいの商品と同じく、労働力 \parallel 商品を提供するものは、その商品の価値すなわち再生産費に依じた支払を受けることができるし、また支払を受けねばならぬ。⁽¹⁸⁾労働力 \parallel 商品の価値はその再生産費によって規定され、その内容は周知のように、労働力の所有者自身の生活費、家族の扶養費、育成費をもって構成されるも

のと考えられる。たとえば、夫婦子供四人を平均家族構成とし、夫(成年男子)のみがその労働力Ⅱ商品を提供するとすれば、その価値の内訳は、彼のいっさいの生活費、妻のいっさいの生活費、子供四人が誕生から成年に達するまでのいっさいの生活費(教育費をふくむ)および、彼等が一人前の肉体的および精神的要件を具えた成年男子になつた上でさらにある特定の作業に多かれ少なかれ習熟するために必要な期間の費用(これが育成費である。いかなる種類の労働といえどもこれを省くことはできぬ。また、この習熟度は年と共に深まり、かくして育成費はたえず増加するものと考えるべきであろう)を合計したもの、しかも、その国民全体を平均して得られる規模と程度とにおける必要費用の合計したものととして、労働力Ⅱ商品の販売いかんにかかわらず、当該国では一定のものとして与えられている。いまこの費用を安く見積つて六万円としよう。この六万円はすべての成年男子労働力の価値である。たとえ、その人が独身であつても、その個人的再生産費は三万円にすぎないとしても、その価値は六万円である。また、子供がたとえ十人いて、六万円ではとうてい賄えないとしても、その夫の労働力Ⅱ商品の価値は六万円である。

(18) かくいへばとて、 reality に労働者がその労働力の再生産費どおりの賃銀を支払ってもらえるとはかぎらぬ。買手もまた、自分の有する価値に応じて、ただこの価値によってのみ、他人から財貨を受取れるにすぎぬから、自分の提供する価値量をより少くしてできるだけより多くの財貨を得ようとする。商品所有者が相互に価値に応じてのみ他人の財貨を得ようとする。現実の交換比率が価値の比率を離れて、需要供給により、その上下に変動することを意味する。労働力Ⅱ商品の供給は絶対的であるから、また競争が激しいから、当然にその販売価格は価値以下に低下せざるをえない。「価値に応じてのみ受取りうるし、また受取らねばならぬ」という価値の法則が支配しているからこそ、労働力Ⅱ商品の販売価格Ⅱ賃銀は、労働者階級の置かれていなければならない事情により、つねに価値以下とならざるをえない。労賃がつねに価値以下ならば価値法則は貫徹していないなどという主張は、価値法則についての無理解にもとづく逆立ちした議論でしかない。

それゆえ、賃銀が労働力Ⅱ商品の価値によって規定されるということは、すべての労働力が、必ず簡單労働力とし

て右の六万円を支払われなければならないということであり、これよりさらにより多くの育成費を要する複雑労働力は、さらにこれにそれだけプラスされた価格を得なければならないということである。そして、これが、資本主義社会での「公正な賃銀」ということである。このことは別に何の不思議もなければ、奇妙なことでもない。普通の商品、たとえば、石炭の販売についてみても、事理明白である。たとえば、普通炭の生産費をトン一万円としよう。これがある企業家が入れるさいに、「自分はその石炭を暖房用に使うのだから、八千円で売ってくれ」というように、その「使用価値に応じての支払」を主張したとしたら、この企業家はキ印(19)と思われるであろう。買入れた商品をどのように使おうと、それは買手の自由である。だがその使い方、つまり、使用価値のいかんによって、買入値段を値切ることなどできたものではない。販売価格は、同じ銘柄の普通炭については、平均的な生産費（プラス平均利潤）できまっている。これは平均的な生産費であるから、もちろんトン八千円でも充分採算のとれる炭鉱業者もある。しかしそのような炭鉱業者のところへ企業家が行って、「君の鉱山では八千円でも引合うのだから、トン八千円で売ってくれ」というように掛合ったとしたら、その炭鉱主は何というであろうか？ 彼はきつと「自分のもっている石炭は、他の鉱山ヤマのものと同じ品質のものである。だから一万円でなければ売らない。いやなら、一昨日キトイ来い」というであろう。つまり、個別的な生産費がたとえ安くても、それによって販売価格は規定されないのである。

(19) 手島氏のつぎの文章は、この種の企業家と同じ伝のものである、一曰く「労働力の価値の大小は、労働者が支出した労働を尺度としてのみ客観的にはかることができるのである」(手島氏論文「等級制賃金の理論」、前出、一五一—ページ)。「労働者が支出した労働」が計れば、商品生産、したがって労賃なるものは、はじめから存しないのである。

だが、なんといつても、この種の資本家根性をもつとも露骨に表明している典型的主張は、わが岸本英太郎氏のつぎのごとき「キズもの」論であろう。

「同一価値の同一商品でも、その使用価値に差等があれば、価格に差等が生ずるのは当然であり、このことはわれわれが日常的に経験しているところである。人が商品を買うのはその使用価値を手に入れるためであり、したがって同一商品であってもその使用価値に差等があれば、同じ価格を支払うことを肯んじないであろう。たとえば、キズものの商品の場合などその顕著な例である。キズものは価格を引き上げることによってのみ、その買手をみつけることができるのである。だがキズものといえども、その商品に投ぜられた社会的必要労働時間が等しいかぎり価値は同じである。ところでこの場合の使用価値の差が規定しているものは価格差であって、価格そのものではないということである」(前出、一三二—三三三)。

「キズもの」は、たとえ同じ価値をふくんでいるとしても、その使用価値はまったく異なる故、「同一商品」ではありえない。氏が「たとえ同一商品であっても」と云っているのは、当然でない。「キズもの」というのは、本来商品として必要な社会的使用価値に欠けているものことであり、したがって、たとえどのように多くの価値がふくまれていようと社会的使用価値をもちえず、商品として販買されえない。それが商品として販買されるかぎり、すなわち社会的使用価値をもつかぎり、その中にふくまれた価値がどれだけ実現されるかは、競争がこれを決定する。本来規則的に生産される「キズもの」は、他の「完全な」商品の生産の費用の中に計算されているのであって、それは販買されるべき商品としては計算されない。だがそれにしても、岸本氏が、この「キズもの」論をもって価格差を合理化し、労働力商品の価格 \parallel 賃銀における価格差、いいかえれば「同一労働同一賃銀の原則」を正当化しようとしていることは、まことに注目すべきものがあるのであって、われわれは、氏が「人間キズもの」 \parallel 賃銀労働者にたいするブルジョア国家権力の「鞭と飴」の中の飴 \parallel 社会政策にかんする『専門家』であるという事実について、撰理のあらたかなことを痛感させられるのである。

ところが、労働力 \parallel 商品についてはどうか？ 例によってできるだけ買叩こう、できるだけ払いを少くしてできるだけ沢山搾り出そうというのが買手の本心であり、それでなければ資本家たりえないのであるから、石炭の買入れの場合にはキ印として追っ払れるのが関の山のようなことをあえて主張する。——「労働が簡単であるから、一万円」、「簡単な事務だから、八千円」といい、また、「お前は独身だから一萬五千元」、「お前は女子未成年だから五千元」というように値切りたおす。これらはまったく根拠のないものであり、まったく馬鹿げた、不合理な、しかも、邪悪な

意図にみちた主張であるが、ブルジョア社会の表面では、このような不合理かつ邪悪な意図にみちた主張が、「労働の価格」という転化形態のおかげでりっぱに根拠あるもの、合理的なものとされるのであり、今日わが国でおこなわれているいっさいの賃銀形態(基本給、家族手当、勤続給、職務給、能率給、等々)は、すべてこの全く馬鹿げた、不合理きままる「労働の価格」の上に築き上げられ、かくしてまた、賃銀を労働力 \parallel 商品の再生産費 \parallel 価値よりできるだけ引下げるためのありとあらゆる口実を(似而非人間平等論にもとづいているような見せかけで)提供するものとなっており、またそのようなものとしてのみ、意味をもっているものなのである。

それゆえ、労働力 \parallel 商品の販売価格すなわち労働賃銀は、その再生産費 \parallel 価値によって規定されるべきなのであり、「再生産費に応じた賃銀を支払え」というのが、資本主義社会において唯一にしてかつもっとも「公正な」賃銀要求である。⁽²⁰⁾これは、「商品にたいして価値に応じた価格を支払え」ということにほかならず、まったく当り前のことではない。したがって、女子労働力の商品化が一般化し、労働力市場の構成が変化すれば、そしてまた、マルクスも指摘し、舟橋氏および黒川氏も―それぞれ特異な仕方ではあるが―指摘しているように、女子労働力 \parallel 商品の価値の方が男子労働力の価値よりも小さければ、その販売価格 \parallel 賃銀は低くならざるをえない。だが、たとえ低くても、その再生産費および家族の再生産費総額の半ばと育成費をプラスしたものの、すなわち、必要にして充分な再生産費によって規定されねばならぬ。⁽²¹⁾

(20) このような主張にたいして舟橋氏は、おそらく「相もかわらぬ価値貫徹論にすぎないのである」と云って片づけるであろう。いや、そのとおりなのである。資本主義社会において商品交換するに当って、いったい「価値を通じて、また価値に応じて」以外にいかなる交換がありうるか? 私的所有の社会では、価値のみが財貨を支配し、財貨の分配を規制し、かくして価値に応じての交換にもとづいて労働力 \parallel 商品の売買が行われ、資本制生産が成り立つということは、明らかではないのか?

(21) 未成熟労働力は、それ自身のみの再生産費、しかも、成年に達しない前の、したがって家族を有しない状態における再生産費によってその価値が規定されると考えられる。だが、重労働、あるいは児童労働については、問題の性質は異なる。重労働にたいしては、まず、通常の平均寿命を全うするに十分なだけの労働日に制限することが第一になされなければならない。「重労働ならば高賃銀」などといって事を済ましているのは、まったく「三倍賃銀を貰うから四十で死んでもよい」というのと同じく、人間の血の通った者の云えたことではない。児童労働にいたっては、賃銀の高など問題ではない。まだ心身共に賃労働にたえられない児童を労働力商品として販売すること―「奴隷商人」による売買―そのことが問題であるのだ。

さて、以上によって、賃銀についての労働力商品販売者たる労働者の正当に主張すべき原則は、「労働力の価値に応じての賃銀」ということであり、これをややていねいに云いかえれば、「すべての労働力は、まず簡単労働力として平均的再生産費を保証されねばならぬ。複雑労働力はさらにその上に相当の育成費を加算した価値額を支払うべきである」ということではなければならぬことが、明らかにされたであらう。⁽²²⁾

(22) ひとり人間にのみ許された、合目的、統一的に機能しうる、脳髓、筋肉、神経、感官、手、足等々より成る人間的労働力がかけがえのないほど貴重かつ偉大なものであることは、さきに機械装置との比較について明らかにされたところであるが、数十億円費してもつくり出しえないこの人間的労働力をその価値だけできわめて低廉に買入れるだけでも買手は神に感謝すべきであるのに、これを買入れておいて自分の勝手に使いながら、さてその働らき―「労働力の使用価値」がどうのこうのと「評価」して、買入れ値段を値切るのである。買入れた商品をどう使用しようとする買手の勝手である。だが買手はその使用を手に入れるためには、その価値を支払わねばならぬ。「労働力の使用価値に応じての賃銀」つまり「同一労働同一賃銀の原則」など唱える『専門家』は、まったく買手にとってお謝え向きの太鼓持ちといわざるをえない。

とはいえ、この種の「公正な賃銀」によって問題はとうてい解決されるものではない。また、この種の「公正な賃銀」の要求をかかげるさいにも必らず、つねにつきの事を銘記し、強調しておかねばならない。それは、この「公正」があくまで物に即しての公正であり、人間に即しての公正ではないこと、たとえ、「公正な賃銀」がきめられたとし

ても、その商品を買う買わないは、またどれだけ買叩くかは、買手の自由であること、買手は、労働力 \parallel 商品の買入
れによって儲けが確実なときには買入れ、しかもありとあらゆる手段、策略を弄して買いたたくが、儲けが少ない場
合には買入れないこと、したがって、社会を支える人間的労働力の生存そのものが生産手段を独占する資本家の利潤
追求慾によって完全に左右されていること、しかもたとえ労働力の価値どおりの――または価値以上の――労賃を受取り
えたとしても、それをもって賃銀労働者が買入れる生活手段の価値は実は彼ら自身がそれ以前に生産した純生産物の
中のほんの一部分にすぎず、労働者は彼ら自身の不払労働の累積にほかならぬ資本にたいしてますます多くの不
払労働を無償で提供するかぎりでのみ、労働者自身の過去の生産物の一部分を買戻して露命をつなぐ機会の「お恵み」
に与かることができるということ、人間的労働力が生産を發展させればさせるほど、人間的労働力の生存はますます不
確かとなり、本来人間的労働力と結合して社会を支えるべき社会的生産手段そのものがますます人間的労働力から縁
遠いものとなること、自分自身をしばりつける鎖をますます強くすることに於いてのみ存在理由を与えられる人
間搾取材料を永遠に鎖につなぎとめておくものが実に私的所有とりわけ資本制的私的所有であり、また「労働の価格」
そのものであること、かくして、社会を支える人間的労働力がそのようなものとして生存を保證され社会發展の基礎を
つくりだすためには、社会的生産手段を全社会 \parallel 総労働力の共同的所有にうつす以外に途はないこと、資本主義その
ものは、そのための客観的な諸条件を現実につくり出していること、要するに人間的労働力を商品として販売せざる
をえない資本制的生産関係 \parallel 賃労働制度そのものの止揚が必然的であり、そこにこそ、賃銀にかすんるいっさいの問
題の完全な解決の途を求めなければならないということである。物の価値に即しての平等および公正から、真に社会
的人間に即しての平等と公正へ、――ここに、「公正な賃銀」を要求することの客観的意義を求めなければならないし、

またそのような展開と結びついて「公正な賃銀」の要求がなされなければならないのである。

これにひきかえ、「同一労働同一賃銀の原則」なるものは、一見人間に即するかに見えて、実は全く物に即したものであり、しかも物の価値に即しないというそのヌエ的平等主義の故に、資本家にとって全くうつつつけの「原則」なのであって、わが国でも企業家陣営がくりかえし「労働の質と量にに応じての賃銀」を唱えているのは、まったくこの故なのである。ところが、ここにマルクス経済学者で賃銀の『専門家』なる者があらわれて、これと全く同一内容の「同一労働同一賃銀の原則」を唱導しているのである。このような「原則」が理論的にみて、全く根拠のない、馬鹿げた不合理きわまるものであることは、明らかである。では、客観的にみて、この種の「原則」の主張を支えているものは、何か？ それは、各『専門家』が労働者にたいしてもっている歪められた同情（優越感にもとづく同情）という心理的要素を除けば、二つだけであろう。それはすなわち、世界労連がこの「同一労働同一賃銀の原則」をかかかっているという事実と、この「原則」を社会主義における労賃原則と同一視するということ、まったく救いようのない混迷した考え方とである。世界労連がこの「原則」をかかかっていることについては、いづれまたふれるであろうが、しかし、この「原則」が理論的にまったく誤っており、不合理なものであることを認識していないという点で、世界労連が重大な誤りを犯しているという事実は変らない。「世界労連が唱えているから、どうしてもこの原則を擁護しなければならぬ」などというかくれた「理由づけ」は、まったくもって不合理きわまるものというのほかない。「社会主義における労賃との同一視」の問題については、節を改めて簡単に説明しておこう。

四 社会主義社会における「労働賃銀」

舟橋氏はいう、——「資本主義社会における同一労働同一賃銀の原則の発展は、社会主義において労働に依じて分配する原則を準備するものである。資本家は社会主義社会の一定の機関が各人の労働を評価すると同じ役割をある程度果すことになる」と（舟橋氏論文「労働の価格とその法則」、『経済評論』一九五四年八月号、六二ページ）。

また、手島正毅氏はいう、——「だから資本主義賃金制度ばかりでなく社会主義賃金制度のもとにも同一労働同一賃金の原則がひきつがれるのである」と（手島氏論文「等級制賃金の理論」、前出、一五ページ）。

これらの『専門家』はいづれも、資本主義社会における「同一労働同一賃銀の原則」なるものを社会主義社会における「労働に依じて」の分配原則と同一視している、——もしくは、同じ性質のものと考えている——のである。このような同一視はまったく馬鹿げたものであり、この上もなく不合理なものである。このことは、資本主義社会における労働賃銀と社会主義社会における労働賃銀とを簡単に比較しただけでも思い知られるところである。つぎに、両者の本質的差異点を摘記してみよう。

- 1 資本主義社会における労賃は、労働力 \parallel 商品の販売価格である。労働力が商品として売られる関係がその基礎となっている。ところが、社会主義社会では、労働力は商品ではありえず、労賃は労働力 \parallel 商品の販売価格ではない。
- 2 資本主義社会では、労働は、買入れられた労働力 \parallel 商品を買手が消費する過程である。それは資本による商品の消費過程であり、しかも価値増殖の過程である。したがって、「労働に依じての支払」はまったく馬鹿げた仮象にすぎず、労働者の受取る賃銀は、労働力 \parallel 商品の価値によってきまる。したがって、労働力 \parallel 商品を買入れるか否か、どれだけの価格 \parallel 賃銀で買入れるかは買手 \parallel 資本家の出方によって左右される。つまり、労働者が労働力としてその機能を果すか否か、労働力としての存在を維持しうるか否かは、労働力 \parallel 商品が売れるか否かにかかっている。

社会主義社会では、労働は社会成員全体の義務であると同時に権利である。それは、社会的生産手段に社会的労働力が意識的に結合する過程であり、社会的労働力全体がそれ自身のために必要な生産物をつくり出す過程である。それゆえ、社会的生産物はすべて直接に社会全体の上に、意識的・計画的に配分される。その生産物分配において、個人の消費に帰属する部分のみを社会的に分配する原則が、共産主義の第一段階では「労働に応じて」であり、このように社会的生産物の配分において個人的に消費されるものとして分配される部分が「労働賃銀」と名づけられる。それは、社会的労働力がそれ自身のために生産した社会的生産物の中、個人的消費に帰するものとして社会的に分配される部分につけられた名称であり、資本主義社会における労働賃銀とは、その名称以外、何ひとつ共通するものはないのである。

3 資本主義社会の労賃と社会主義社会の労賃とは、その名称以外何ひとつ共通するものがないということは、それらの内容を簡単に一瞥しただけでも明白である。

資本主義社会では、労働は、さきに述べたように、労働者自身の過去の生産物の中から「働らきに応じて」払い戻されるところの、賃銀奴隷の「餌」にほかならない。しかも労働は労働力⇨商品の販売価格であるから、どんなに都合な条件があるとしても、また生産物がどんなに増大しようと、生産力が増大すればするほどますます縮小する規模において―その価値によってその最高限を制限されている。しかもこの最高限を獲得するためには、労働者は最大限の剰余価値―無償労働―をただ働らきしなければならぬ。また、労働力市場の状況によっては、その額はいかようにでも小さく、時には零とさえなりうる。彼らの労働により生産された社会的総生産物のうち、彼らに払い戻される分量は、わずかにこの労働力⇨商品が販売された場合の、それだけの貨幣額にかぎられる。したがって、買手のな

い場合には払い戻されるものは零である。―「同一労働同一賃銀の原則」のなんとありがたいことか！ しかも、このわずかの販売価格を得たと思うのは束の間のこと、彼らは、そのなけなしの金をもって、必要な再生産費をすべて賄ねばならぬ―衣食住からはじまっていっさいの生活必需品、そして教育費、保健医療費から税金までも。

社会主義社会では、社会的総生産物は社会的労働力全員の領有に帰属するところであり、したがって、問題は、たんに計画的生産と計画的配分にある。総生産物の分配は、もちろん、社会におこなわれる。第一に生産手段部分と蓄積部分が控除され、つぎに社会的に消費される部分、―国家費用、教育、保健、医療等々の費用―が控除され、最後に個人的消費に帰属すべき部分が残る。この部分を社会的に分配する基準が、すなわち「労働に応じての原則」なのである。したがって現実に労働者の消費に帰属する部分は、社会的消費部分と個人的消費部分であり、前者は社会的に配分され、共同的に消費され、後者が個人的に消費するものとして「労賃」の名称をもって分配される。社会的労働力総体が自身の労働によって自身の存続を保証し、ますます豊かなものにするに力を傾けているのであるから、生活の保証はもちろんのこと、たえずますます生活水準が高まり行くことが一つの法則となる。⁽²³⁾

(23) とはいえ、社会的に結合した共同的所有者たる労働力が、その共同的利益のために―義務および権利として―労働したこと
にたいして、その支出労働量に比例して個人的消費部分の分配に与かることは、真に「人間に則した平等の原則」ではない。真の
「人間に則した平等、公正の原則」は、「必要に応じて」でなければならぬ。このことは、社会主義が未だ資本主義から移行した
ばかりの、共産主義の第一段階にあることを示すものである。だが、提供する労働にに応じて個人的消費分の分配が規制されるか
らといって、それは、私的所有のもので「物による、物の価値に依じての原則」の客観的貫徹とは全くその質を異にする。「
社会主義社会における価値法則」などというものを論ずる「専門家」は、そもそも価値法則とは何かということを御存じないこ
とを自らバクロしているものである。

このように、両社会の「労賃」における質的量的差異は決定的なものである。

にもかかわらず、両者の名称が同じだからといって、その内容までも同じものと考えたり、さては、生産物の分配の原則まで同一性質のものなどと考えるとは、また何という馬鹿げた、不合理きわまる「労賃」「専門家」である

ことか！⁽²⁴⁾

(24) 「資本家は社会主義社会の一定の機関……と同じ役割をある程度果たすことになる」という舟橋氏の『断定』をとくと玩味されたい。他人の不払労働の累積を私的に領有し、飢餓および半飢餓の勤労者大衆の累増を利用してますます「貨幣の人間支配」を強めることによつてますますより多くの不払労働の搾取のためにありとあらゆる手段と力を「意識的」「計画的」に發揮することに力を傾けている賃銀奴隷支配者その人が、総労働力自身の福祉増大のみを目指して社会的生産力を「意識的」「計画的」に運営することに力を傾けている「機関」と同一視されているのである。社会主義圏の不断の成長に内心脅かされつつある賃銀奴隷支配者たちにとつて、これ以上に彼らを狂喜させる『マルクスの』タワ言がありうるだろうか。

資本主義社会における労働力商品販売価格について、「同一労働同一賃銀の原則」というような、響きのよい、だが理論的にみればこの上もなく馬鹿げた、不合理きわまるヌエ的「原則」を振り廻しているかぎり、生産手段の私的所有の止揚を通じての、「物の価値に即しての平等主義」の止揚を通じての、「労働力商品販売」制度―賃銀奴隷制度―の廃止はとうてい望みえない。物を提供しなければ、しかも生きた労働の対象化としての価値をもつ物を提供しなければ、―そのかぎりでのみ、価値に応じてでなければ―社会から受取りえないという私的所有のもとの価値法則の貫徹の事実をはっきりと認め、これこそまさしくその上に資本制的生産様式が成り立つところの基盤であることを認識し、労働力商品販売者を統合して―販売しえない者をふくめて―その販売価格を「公正な賃銀」

―「価値通りの賃銀」―に高める斗争を通じて、この「物に即しての公正」、「物の価値に即してのみの平等」の体

制——つまり、私的所有とこれにもとづく価値法則、さらにこれにもとづきその完全な発展としての資本制的私的所の体制そのものの止揚を目指して、合理的に闘うこと——ここにこそ、賃銀斗争の眞の課題がなければならぬ。

五 簡単な要約

さて、以上によって、「同一労働同一賃銀の原則」なるものの本質は、ほぼ明らかにされたものと思われる。このような「原則」を推奨して止まない『専門家』の種々雑多の主張を通じて一貫しているものは、なによりもまず、価値とは何か、商品とは何か、ということについての正しい知識と理解との欠除であり、価値理論についての完全な無理解である。それと同時に指摘されるのは、形態規定の意義、生産関係と形態規定との緊密不可分な関連の把握の必要を認識しえないことである。これらの理論的欠陥を一言でいいあらわすならば、価値法則そのものについての完全な没理解ということができらるであらう。

世界労連が「同一労働同一賃銀の原則」をかかっているからといって、また、ソヴェト社会主義国家でも「労働に応じての労賃の原則」という言葉を用いているからといって、それらの事実そのものを知っただけで直ちに「同一労働同一賃銀の原則」は絶対的に正しいものであり、それが絶対的に正しいことは資本主義社会のみならず社会主義社会においてもそうであるなどといった屁理窟をこね上げるとは、また、何といたした『専門家』であろうか？

これらの事実から結論されることは——わたくしがいつもくりかえし強調していることであるが、——これらの『専門家』たちは、「そもそも、理論とは何か？」ということについて真剣な正しい認識をもっていないということ、一方において世紀的天才が骨を刻んで成った経済理論の古典の文字を、謙虚にしかも粘り強く、真摯に追究し、自分のも

のとする努力を惜しみながら、他方において早くも『専門家』として数々の思い付き的発言を惜しまないという独特の傾向が支配しているということである。『資本論』を安易に読んでよく解らない個処はすべてマルクス自身の許しがたい誤解だと公表してみたり、自分勝手に革命が切迫していると思ひこんでいたのがそう安々と革命が起りそうにもないとなると今度は資本主義の方がひとりで——「平和」裡に——社会主義に移行しつつあるのだといつてマルクス革命理論を全部抛り出してみせたりして、それで結構「原稿料」と「名声」の稼げるまことにありがたい日本では、古典で明らかにされている法則を粘り強く把握し、これを正しく適用することを追究する者にたいしては、公式主義というレッテルをつけて、自己を合理化することが流行のようである。客観的な生産関係が変らない限り、価値法則も剰余価値法則も法則として貫徹することを止めないのであって、これを古臭いとか公式主義とかいって片づけるのは乃公自身公式の何たるかを弁えないたんなるおしやべり屋にすぎないことを暴露しているようなものである。法則すなわち公式をその全体的な関連において正しく——冷徹、不撓の頭脳と真に働らく人間への共感に脈打つ心臓とをもつて——充分に把握すること、——これこそがまず先決問題なのである。